

災害緊急支援対策事業実施要領新旧対照表

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">災害緊急支援対策事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成 30 年 6 月 8 日付け 30 農畜機第 1587 号承認 平成 30 年 6 月 8 日付け中酪（業務）発第 128 号 一部改正 平成 30 年 8 月 17 日付け 30 農畜機第 2923 号承認 一部改正 平成 30 年 8 月 17 日付け中酪（業務）発第 203 号 <u>一部改正 平成 30 年 10 月 26 日付け 30 農畜機第 4173 号承認</u> <u>一部改正 平成 30 年 10 月 26 日付け中酪（業務）発第 315 号</u></p> <p>我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少等するなど、生産基盤の弱体化が進行しており、生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、経営収支の悪化や生産意欲の低下が懸念されている。</p> <p>このような中で、平成29年11月から平成30年3月までの間における数度にわたる大雪（以下「平成29年度大雪」という。）<u>、平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴雨風（梅雨前線豪雨、台風第5号、台風第6号、台風第7号及び台風第8号。以下「平成30年梅雨前線豪雨等」という。）並びに平成30年台風第21号及び平成30年北海道胆振東部地震</u>が発生したことから、被災した酪農経営体を緊急に支援する必要がある。</p> <p>このため、一般社団法人中央酪農会議（以下「中央酪農会議」とい</p> | <p style="text-align: center;">災害緊急支援対策事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成 30 年 6 月 8 日付け 30 農畜機第 1587 号承認 平成 30 年 6 月 8 日付け中酪（業務）発第 128 号 一部改正 平成 30 年 8 月 17 日付け 30 農畜機第 2923 号承認 一部改正 平成 30 年 8 月 17 日付け中酪（業務）発第 203 号</p> <p>我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少等するなど、生産基盤の弱体化が進行しており、生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、経営収支の悪化や生産意欲の低下が懸念されている。</p> <p>このような中で、平成29年11月から平成30年3月までの間における数度にわたる大雪（以下「平成29年度大雪」という。）及び平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴雨風（梅雨前線豪雨、台風第5号、台風第6号、台風第7号及び台風第8号。以下「平成30年梅雨前線豪雨等」という。）が発生したことから、被災した酪農経営体を緊急に支援する必要がある。</p> <p>このため、一般社団法人中央酪農会議（以下「中央酪農会議」とい</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>う。)は、生産者集団等が行う災害により被災した酪農経営の安定的な経営継続を図るための取組に対し、酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成28年3月31日付け27農畜機第5575号。以下「要綱」という。）に基づき、補助することとし、地域の実情に応じて生産者集団等が行う簡易牛舎の整備等、緊急的な乳用牛の避難、乳用牛の導入、被災した牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等及び乳房炎防止のための取組等に対して支援することにより、もって酪農生産基盤の確保及び強化に資するものとする。</p> <p>本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第1 事業の内容</p> <p>1 経営継続支援対策</p> <p>中央酪農会議は、第2の2の（1）に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人もしくは一般財団法人又は中小企業等協同</p> | <p>う。)は、生産者集団等が行う災害により被災した酪農経営の安定的な経営継続を図るための取組に対し、酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成28年3月31日付け27農畜機第5575号。以下「要綱」という。）に基づき、補助することとし、地域の実情に応じて生産者集団等が行う簡易牛舎の整備等、緊急的な乳用牛の避難、乳用牛の導入、被災した牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等及び乳房炎防止のための取組等に対して支援することにより、もって酪農生産基盤の確保及び強化に資するものとする。</p> <p>本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第1 事業の内容</p> <p>1 経営継続支援対策</p> <p>中央酪農会議は、第2の2の（1）に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人もしくは一般財団法人又は中小企業等協同</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（以下「生産者集団等」という。）<u>及び畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）第 2 条第 4 項第 1 号で定める第 1 号対象事業を行う対象事業者（以下「第 1 号対象事業者」という。）が以下に掲げる取組（第 1 号対象事業者にあつては（5）のウの取組に限る。）</u>を実施するのに要する経費について補助するとともに、第 2 の 2 の（2）の災害により酪農関連施設等に被害を受けた酪農経営体等が経営継続のために以下に掲げる（1）のうち既存牛舎を増築する場合の資材の購入、（2）、（4）、（5）の<u>ア及びイ並びに（6）</u>の取組を緊急的に自ら実施するのに要した経費について、生産者集団等が補助するのに要する経費を補助するものとする。</p> <p><u>なお、中央酪農会議は、第 2 の 2 の（2）のア及びイの災害については（1）から（4）及び（5）のア並びにイの取組を、第 2 の 2 の（2）のウ及びエの災害については（1）から（6）の取組を対象とするものとする。</u></p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4）牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等 牛舎等の損壊等あるいは緊急的な乳用牛の避難に伴って行う牛舎、飼養管理のための附帯施設・機械の補改修等（修繕費を含む。以下同じ。）<u>及び飼養管理に要する飲料水等の確保の取組</u></p> | <p>組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（以下「生産者集団等」という。）が以下に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するとともに、第 2 の 2 の（2）の災害により酪農関連施設等に被害を受けた酪農経営体が経営継続のために以下に掲げる（1）のうち既存牛舎を増築する場合の資材の購入、（2）、（4）、（5）の取組を緊急的に自ら実施するのに要した経費について、生産者集団等が補助するのに要する経費を補助するものとする。</p> <p>（1）～（3） [略]</p> <p>（4）牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等 牛舎等の損壊等あるいは緊急的な乳用牛の避難に伴って行う牛舎、飼養管理のための附帯施設・機械の補改修等（修繕費を含む。以下同じ。）</p> |

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>(5) 乳房炎防止対策 ア・イ [略] ウ 予防管理 <u>乳房炎の予防管理のための取組を行った酪農経営体に対する乳房炎予防管理対策金の交付</u></p> <p>(6) 電力確保支援 <u>停電に伴う電力確保のために行う発電機の借上げ、運搬及び設置工事</u></p> <p>2 酪農経営継続支援の推進 中央酪農会議は、<u>生産者集団等及び第1号対象事業者</u>が1の事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費を補助するものとする。</p> <p>第2 事業の実施</p> <p>1 事業実施計画の作成 生産者集団等<u>及び第1号対象事業者</u>は、事業の実施に当たっては、別紙様式第2号の別添を内容とする事業実施計画を作成し、中央酪農会議会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。</p> <p>2 事業の要件</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 事業の対象となる災害</p> | <p>(5) 乳房炎防止対策 ア・イ [略] [新設]</p> <p>[新設]</p> <p>2 酪農経営継続支援の推進 中央酪農会議は、生産者集団等が1の事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費を補助するものとする。</p> <p>第2 事業の実施</p> <p>1 事業実施計画の作成 生産者集団等は、事業の実施に当たっては、別紙様式第2号の別添を内容とする事業実施計画を作成し、中央酪農会議会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。</p> <p>2 事業の要件</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 事業の対象となる災害</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>平成 30 年台風第 21 号</u></p> <p>エ <u>平成 30 年北海道胆振東部地震</u></p> <p>(3) 事業の対象とする酪農経営体</p> <p>ア <u>第 1 の 1 の (1) 及び (2) の事業にあつては市町村から (2) のいずれかの災害により畜産関連施設（6 次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた者（以下「被災酪農経営体」という。）とする。</u></p> <p>イ <u>第 1 の 1 の (3) の事業にあつては、被災酪農経営体及び (2) のイからエのいずれかの災害により集乳の停止、停電、断水等が生じた地域の酪農経営体とする。</u></p> <p>ウ <u>第 1 の 1 の (4) の事業にあつては、被災酪農経営体とする。ただし、飼養管理に要する飲料水等の確保の取組にあつては、(2) のウ又はエの災害により停電、断水等が生じた地域の酪農経営体を含むものとする。</u></p> <p>エ <u>第 1 の 1 の (5) のア及びイの事業にあつては、被災酪農経営体及び (2) のいずれかの災害により集乳の停止、停電、断水等が生じた地域の酪農経営体（以下「被災酪農経営体等」という。）とする。</u></p> | <p>ア・イ [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(3) 事業の対象とする酪農経営体</p> <p>ア <u>第 1 の 1 の (1) から (4) の事業にあつては市町村から平成 29 年度大雪による畜産関連施設（6 次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた者（以下「被災酪農経営体」という。）</u>、<u>第 1 の 1 の (5) の事業にあつては、被災酪農経営体及び災害により集乳の停止、停電、断水等が生じた地域の酪農経営体（以下「被災酪農経営体等」という。）とする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p><u>オ 第1の1の(5)のウの事業にあつては、(2)のウ又はエの災害の影響により生乳の出荷ができなかった酪農経営体であつて、乳房炎の予防管理のための取組を行った者(以下「交付対象者」という。)とする。</u></p> <p><u>カ 第1の1の(6)の事業にあつては、被災酪農経営体及び(2)のウ又はエの災害により停電が生じた地域の酪農経営体とする。</u></p> <p><u>キ 第1の1の(1)、(2)、(4)及び(6)の事業にあつては、乳用牛育成経営体(乳用子牛を一定期間飼養し、育成する経営をいう。)を含むものとする。</u></p> <p>(4) 乳用牛の導入 補助対象とする乳用牛の頭数は、<u>(2)の災害に起因して死亡、廃用又はやむを得ず売却した乳用牛の頭数を上限とする。</u></p> <p><u>(5) 乳房炎予防管理対策金の単価等</u></p> <p><u>ア 乳房炎予防管理対策金の単価</u> 乳房炎予防管理対策金の単価は、<u>搾乳牛1頭当たり1,300円以内とする。</u></p> <p><u>イ 交付対象頭数</u> 乳房炎予防管理対策金の対象となるのは、<u>交付対象者が搾乳に供していた乳用牛の頭数とする。</u></p> <p><u>ウ 乳房炎予防管理対策金の交付</u> 生産者集団等及び第1号対象事業者は、<u>イの交付対象頭数</u></p> | <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>イ 第1の1の(1)、(2)及び(4)の事業にあつては、乳用牛育成経営体(乳用子牛を一定期間飼養し、育成する経営をいう。)を含むものとする。</u></p> <p>(4) 乳用牛の導入 補助対象とする乳用牛の頭数は、<u>被災し死亡、廃用又はやむを得ず売却した乳用牛の頭数を上限とする。</u></p> <p>[新設]</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p><u>にアの単価を乗じて得られた額を交付対象者に乳房炎予防管理対策金として交付するものとする。</u></p> <p><u>エ 乳房炎予防管理の実施状況等の報告</u></p> <p><u>交付対象者は、乳房炎予防管理対策金の交付を受けようとする場合は、生産者集団等又は第1号対象事業者に対して、乳房炎予防管理の実施状況等を報告するものとする。</u></p> <p>(6) 取得した物件の管理</p> <p>第1の1の(1)、(4)、(5)の<u>ア及び(6)</u>の事業で取得した物件(以下「取得物件」という。)については、次のとおり取り扱うものとする。なお、生産者集団等は事業実施年度中に完了検査を行うものとする。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(7) 生産者集団等が取得しその構成員が管理利用する場合 [略]</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第3 事業の推進指導</p> <p>1 生産者集団等<u>及び第1号対象事業者は、中央酪農会議並びに</u>都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとし、被災酪農経営体等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。</p> | <p>(5) 取得した物件の管理</p> <p>第1の1の(1)、(4) <u>及び(5)</u>のアの事業で取得した物件(以下「取得物件」という。)については、次のとおり取り扱うものとする。なお、生産者集団等は事業実施年度中に完了検査を行うものとする。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(6) 生産者集団等が取得しその構成員が管理利用する場合 [略]</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第3 事業の推進指導</p> <p>1 生産者集団等は、中央酪農会議<u>及び</u>都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとし、被災酪農経営体等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>2 生産者集団等及び第1号対象事業者は、この事業の実施に当たっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとし、また、被災酪農経営体等に対して指導するものとする。ただし、被災酪農経営体等がGAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。</p> <p>3 生産者集団等及び第1号対象事業者は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする被災酪農経営体等が配合飼料を利用し平成29年度に「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け50B第302号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている場合、引き続き平成30年度において契約をしていることを確認するものとする。</p> | <p>2 生産者集団等は、この事業の実施に当たっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとし、また、被災酪農経営体等に対して指導するものとする。ただし、被災酪農経営体等がGAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。</p> <p>3 生産者集団等は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする被災酪農経営体等が配合飼料を利用し平成29年度に「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け50B第302号農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている場合、引き続き平成30年度において契約をしていることを確認するものとする。</p> |
| <p>第4 中央酪農会議の補助</p> <p>中央酪農会議は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、生産者集団等及び第1号対象事業</p> | <p>第4 中央酪農会議の補助</p> <p>中央酪農会議は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、生産者集団等が第1に規定する事</p> |

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>者が第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。</p> <p>第5 補助金交付の手続等</p> <p>1 補助金の交付申請</p> <p>生産者集団等及び第1号対象事業者は、補助金の交付を受けようとする場合は、事業実施計画と合わせて、会長が別に定める期日までに、別紙様式第2号の災害緊急支援対策事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。</p> <p>2 事業の変更承認申請</p> <p>生産者集団等及び第1号対象事業者は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第3号の災害緊急支援対策事業補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 補助金の概算払</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 生産者集団等及び第1号対象事業者は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第4号の災害緊急支援対策事業補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。</p> <p>4 事業の実績報告</p> | <p>業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。</p> <p>第5 補助金交付の手続等</p> <p>1 補助金の交付申請</p> <p>生産者集団等は、補助金の交付を受けようとする場合は、事業実施計画と合わせて、会長が別に定める期日までに、別紙様式第2号の災害緊急支援対策事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を会長に提出するものとする。</p> <p>2 事業の変更承認申請</p> <p>生産者集団等は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第3号の災害緊急支援対策事業補助金交付変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 補助金の概算払</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 生産者集団等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第4号の災害緊急支援対策事業補助金概算払請求書を会長に提出するものとする。</p> <p>4 事業の実績報告</p> |

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>生産者集団等及び第1号対象事業者は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第5号の災害緊急支援対策事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を会長に提出するものとする。</p> | <p>生産者集団等は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の3月10日のいずれか早い期日までに別紙様式第5号の災害緊急支援対策事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を会長に提出するものとする。</p> |
| <p>第6 運営状況の報告</p> <p>生産者集団等は、第2の2の(6)のイに規定する別紙様式第1号の災害緊急支援対策事業運営状況報告書を作成し、5月31日までに会長に報告するものとする。</p> | <p>第6 運営状況の報告</p> <p>生産者集団等は、第2の2の(5)のイに規定する別紙様式第1号の災害緊急支援対策事業運営状況報告書を作成し、5月31日までに会長に報告するものとする。</p> |
| <p>第7 消費税及び地方消費税の取扱い</p> <p>1 生産者集団等及び第1号対象事業者は、会長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。</p> | <p>第7 消費税及び地方消費税の取扱い</p> <p>1 生産者集団等は、会長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。</p> |

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。</p> <p>2 生産者集団等及び第1号対象事業者は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 生産者集団等及び第1号対象事業者は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の災害緊急支援対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を中央酪農会議に返還しなければならない。</p> <p>また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（生産者集団等及び第1号対象事業者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により会長に報告しなければならない。</p> | <p>ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。</p> <p>2 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の災害緊急支援対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を中央酪農会議に返還しなければならない。</p> <p>また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により会長に報告しなければならない。</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>第8 帳簿等の整備保管等</p> <p>1 帳簿の整備保管</p> <p>生産者集団等及び第1号対象事業者は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。</p> <p>ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。</p> <p>2 事業実施状況の聴取等</p> <p>会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、生産者集団等及び第1号対象事業者に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。</p> <p>第9 [略]</p> | <p>第8 帳簿等の整備保管等</p> <p>1 帳簿の整備保管</p> <p>生産者集団等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。</p> <p>ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。</p> <p>2 事業実施状況の聴取等</p> <p>会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、生産者集団等に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。</p> <p>第9 [略]</p> |

附 則（平成30年10月26日付け中酪（業務）発第315号）

- 1 この要領の改正は、機構理事長の承認のあった日から施行し、平成30年9月3日から適用するものとする。
- 2 平成30年9月3日から補助金交付決定までの間に着工又は着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48-1号）14の規定に基づく着工又は着手の手続については、同規定にかかわらず、補助金交付申請書の備考欄の該当箇所に着工年月日又は着手年月日を記入することにより、行うものとする。この場合、生産者集団等及び第1号対象事業者又は生産者集団等及び第1号対象事業者から補助若しくは貸付を受けて事業を実施する者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

| 改正後 | | | 現行 | | |
|---------------------------|--|---|---------------------------|---|---------------------------------------|
| 別表 | | | 別表 [略] | | |
| 事業の種類 | 補助対象経費 | 補助率又は額 | 事業の種類 | 補助対象経費 | 補助率又は額 |
| 1 酪農 経営継 続支援 | (1)～(3) [略] | [略] | 1 酪農 経営継 続支援 | (1)～(3) [略] | [略] |
| | (4)牛舎、飼養管理の附帯 施設・機械の補改修等 <u>及び飼養管理に要する 飲料水等の確保の取組</u> | 1/2 以内 | | (4)牛舎、飼養管理の附帯 施設・機械の補改修等 | 1/2 以内 |
| | (5) 乳房炎防止対策 ア 搾乳機器の点検・ 補改修等 イ 治療薬剤等の支給 ウ <u>予防管理</u> | <u>1/2 以内</u> <u>1/2 以内</u> <u>搾乳牛 1 頭当たり</u> <u>1,300 円以内</u> | | (5) 乳房炎防止対策 ア 搾乳機器の点検・ 補改修等 イ 治療薬剤等の支給 [新設] | <u>1/2 以内</u> [新設] [新設] [新設] |
| | <u>(6) 電力確保支援</u> | <u>1/2 以内</u> | | [新設] | [新設] |
| 2 酪農 経営継 続支援 の推進 | 事業を円滑に推進するた めの現地指導等に要する経 費 | 定額 | 2 酪農 経営継 続支援 の推進 | 事業を円滑に推進するた めの現地指導等に要する経 費 | 定額 |

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>別紙様式第1号 [略] 別紙様式第2号 災害緊急支援対策事業補助金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 印</p> <p>平成 年度において災害緊急支援対策事業を下記のとおり実施したいので、災害緊急支援対策事業実施要領第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 [略]</p> | <p>別紙様式第1号 [略] 別紙様式第2号 災害緊急支援対策事業補助金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名 印</p> <p>平成 年度において災害緊急支援対策事業を下記のとおり実施したいので、災害緊急支援対策事業実施要領第5の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 [略]</p> |

| 改正後 | | | | | 現行 | | | | |
|--|------------------|----------|----------|-----|--|------------------|----------|----------|-----|
| 3 事業に要する経費及び負担区分 (単位：円) | | | | | 3 事業に要する経費及び負担区分 (単位：円) | | | | |
| 区 分 | 事業費 ①=②+ ③ | 負 担 区 分 | | 備 考 | 区 分 | 事業費 ①=②+ ③ | 負 担 区 分 | | 備 考 |
| | | 補助金 ② | その他 ③ | | | | 補助金 ② | その他 ③ | |
| 1 酪農経営継続支援 (1)～(4) [略] (5) 乳房炎防止対策 ア・イ [略] ウ 予防管理 (6) 電力確保支援 | | | | | 1 酪農経営継続支援 (1)～(4) [略] (5) 乳房炎防止対策 ア・イ [略] [新設] | | | | |
| 2 [略] | | | | | 2 [略] | | | | |
| 計 | | | | | 計 | | | | |
| 4・5 [略] | | | | | 4・5 [略] | | | | |
| 別紙様式第2号の別添 災害緊急支援対策事業実施計画 | | | | | 別紙様式第2号の別添 災害緊急支援対策事業実施計画 | | | | |
| 1 [略] 別紙様式第2号の別紙1～別紙5 [略] 別紙様式第2号の別紙6 電力確保支援 別紙様式第2号の別紙7 酪農経営継続支援の推進 別紙様式第2号の別紙1～別紙3 [略] | | | | | 1 [略] 別紙様式第2号の別紙1～別紙5 [略] [新設] 別紙様式第2号の別紙6 酪農経営継続支援の推進 別紙様式第2号の別紙1～別紙3 [略] | | | | |

| 改正後 | | 現行 | | |
|-------------------------------------|-------------------|-------------------------------------|--------|--|
| 別紙様式第2号の別紙4 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等 | | 別紙様式第2号の別紙4 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等 | | |
| 4 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等 | | 4 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等 | | |
| <u>(1) 牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等</u> | | [新設] | | |
| [略] | | [略] | | |
| <u>(2) 飼養管理に要する飲料水等の確保の取組</u> | | [新設] | | |
| 実 施 時 期 | 被災酪農経営 体名(利用者) | 取組の内容 | 事業費(円) | |
| | | | 補助金 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計 | | | | |

| 改正後 | 現行 | | | | | | | | |
|---|---------------|---------------------|------------------------------------|------------------------------------|--|--|--|--|--|
| <p>別紙様式第 2 号の別紙 5 乳房炎防止対策</p> <p>5 乳房炎防止対策 (1)・(2) [略]</p> <p>(3) 予防管理</p> <table border="1" data-bbox="241 616 1068 812"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 616 445 761"><u>区分</u></th> <th data-bbox="445 616 582 761"><u>交付対象者数</u></th> <th data-bbox="582 616 770 761"><u>交付対象頭数 (頭) ①</u></th> <th data-bbox="770 616 1068 761"><u>乳房炎予防管理対策金 (円)</u> ①×1,300 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 761 445 812"></td> <td data-bbox="445 761 582 812"></td> <td data-bbox="582 761 770 812"></td> <td data-bbox="770 761 1068 812"></td> </tr> </tbody> </table> | <u>区分</u> | <u>交付対象者数</u> | <u>交付対象頭数 (頭) ①</u> | <u>乳房炎予防管理対策金 (円)</u> ①×1,300 円 | | | | | <p>別紙様式第 2 号の別紙 5 乳房炎防止対策</p> <p>5 乳房炎防止対策 (1)・(2) [略]</p> <p>[新設]</p> |
| <u>区分</u> | <u>交付対象者数</u> | <u>交付対象頭数 (頭) ①</u> | <u>乳房炎予防管理対策金 (円)</u> ①×1,300 円 | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| 改正後 | | | | | | 現行 |
|----------------------------|-------------------|------|--------|---------|----|----------------------------|
| 別紙様式第2号の別紙6 電力確保支援 | | | | | | [新設] |
| 6 電力確保支援 | | | | | | |
| 実施 時期 | 被災酪農 経営体等 名 | 取組内容 | 事業費(円) | | 積算 | 備考 |
| | | | | 補助 金 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |
| 別紙様式第2号の別紙7 酪農経営継続支援の推進 | | | | | | 別紙様式第2号の別紙6 酪農経営継続支援の推進 |
| 7 事業の推進 [略] | | | | | | 6 事業の推進 [略] |
| 別紙様式第3号・別紙様式第4号 [略] | | | | | | 別紙様式第3号・別紙様式第4号 [略] |

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p data-bbox="237 288 439 316">別紙様式第5号</p> <p data-bbox="454 384 875 411">災害緊急支援対策事業実績報告書</p> <p data-bbox="943 480 1088 560">番 号 年 月 日</p> <p data-bbox="266 627 607 703">一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p data-bbox="618 770 958 895">住 所 団体名 代表者氏名 印</p> <p data-bbox="237 962 1088 1137">平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定 通知のあった災害緊急支援対策事業について、下記のとおり実施し たので、災害緊急支援対策事業実施要領第5の4の規定に基づき、 関係書類を添えてその実績を報告します。</p> <p data-bbox="266 1158 1066 1185">なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。</p> <p data-bbox="647 1254 680 1281">記</p> | <p data-bbox="1111 288 1312 316">別紙様式第5号</p> <p data-bbox="1328 384 1749 411">災害緊急支援対策事業実績報告書</p> <p data-bbox="1816 480 1962 560">番 号 年 月 日</p> <p data-bbox="1140 627 1480 703">一般社団法人中央酪農会議 会長 殿</p> <p data-bbox="1491 770 1832 895">住 所 団体名 代表者氏名 印</p> <p data-bbox="1111 962 1962 1137">平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定 通知のあった災害緊急支援対策事業について、下記のとおり実施し たので、災害緊急支援対策事業実施要領第5の4の規定に基づき、 関係書類を添えてその実績を報告します。</p> <p data-bbox="1140 1158 1939 1185">なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。</p> <p data-bbox="1525 1254 1559 1281">記</p> |

| 改正後 | | | | | 現行 | | | | |
|---|------------------|----------|----------|-----|--|------------------|----------|----------|-----|
| 1 [略] | | | | | 1 [略] | | | | |
| 2 事業の内容 別紙様式第5号の別紙1から別紙様式第5号の別紙7までのとおり | | | | | 2 事業の内容 別紙様式第5号の別紙1から別紙様式第5号の別紙6までのとおり | | | | |
| 3 事業に要した経費及び負担区分 (単位：円) | | | | | 3 事業に要した経費及び負担区分 (単位：円) | | | | |
| 区 分 | 事業費 ①=②+ ③ | 負 担 区 分 | | 備 考 | 区 分 | 事業費 ①=②+ ③ | 負 担 区 分 | | 備 考 |
| | | 補助金 ② | その他 ③ | | | | 補助金 ② | その他 ③ | |
| 1 酪農経営継続支援 (1)～(4) [略] (5) 乳房炎防止対策 ア・イ [略] ウ 予防管理 (6) 電力確保支援 | | | | | 1 酪農経営継続支援 (1)～(4) [略] (5) 乳房炎防止対策 ア・イ [略] [新設] [新設] | | | | |
| 2 [略] | | | | | 2 [略] | | | | |
| 計 | | | | | 計 | | | | |
| 4～6 [略] 別紙様式第5号の別紙1～別紙5 [略] 別紙様式第5号の別紙6 電力確保支援 別紙様式第5号の別紙7 酪農経営継続支援の推進 (注) 1・2 [略] 3 乳房炎防止対策のうち予防管理については、乳房炎予防 | | | | | 4～6 [略] 別紙様式第5号の別紙1～別紙5 [略] [新設] 別紙様式第5号の別紙6 酪農経営継続支援の推進 (注) 1・2 [略] [新設] | | | | |

| 改正後 | 現行 |
|---|---------------------|
| <u>管理対策金交付一覧を添付すること。</u> 別紙様式第6号 [略] | 別紙様式第6号 [略] |